令和８年　９月　日光市農業委員会総会議事録

日　時　場　所　　令和８年　９月　１７日　午後　２時００分　日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	11名
	1番　川村耕一　2番　沼尾綾乃　3番　池田雄一　4番　阿久津一男
	5番　川村光代　6番　渡邊毅　7番　小池毅　8番　手塚幸子
	9番　神山守　10番　佐藤修一　11番　吉原浩之
欠席農業委員	
出席推進委員	17名
	12番　大嶋明男　13番　秋元光藏　14番　北山隆　15番　伏木俊夫
	16番　大島一比古　17番　酒主学　18番　福田重勝　19番　星野由起夫
	20番　福田正明　21番　佐々木俊久　22番　大貫宣秀　23番　西巻光次
	25番　福田隆夫　26番　大島昭吾　27番　村上隆　28番　富田順子
	29番　青木容子
欠席推進委員	24番　福田浩一
傍聴人	なし
事務局	局長　大嶋正浩　主幹　吉澤喜代子　主査　加藤典子　主査　鶴見英明

日程		件名
１	―	議事録署名人の指名
２	―	会期の決定
３	報告第　22号	農地法第５条の規定による許可書の交付について
４	報告第　23号	農地法第１８条（通知）について
５	議案第　53号	農地法第３条の規定による許可申請について
６	議案第　54号	農地法第５条の規定による許可申請について
７	議案第　55号	非農地証明願について

事務局長	それでは、日光市農業委員会総会規則第５条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。 よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の出席委員は、農業委員１１名全員であります。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 推進委員につきましては、１８名中１７名の出席であります。 推進委員の福田浩一委員から、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
議長	ただ今から、令和８年９月　日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。
事務局長	（　議事日程を朗読　）
議長	それでは、日程第１「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。 ３番　池田雄一委員、６番　渡邊毅委員を指名いたします。
議長	日程第２「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日１日限りとしたいと思いますが、これに異議ご

ざいませんか。
（　「異議なし」の声あり　）
異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日１日限りとすることに決します。

議　　長　日程第３、報告第２２号「農地法第５条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（　加藤主査挙手　）
はい、加藤主査。

加藤主査　総会資料１ページをお開きください。
報告第２２号「農地法第５条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。
先月許可書を交付した５条申請案件は３件ございました。
譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりでございます。
総会審議日は令和８年８月２０日。３件のうち２件は令和８年８月２０日付け指令番号：日農委指令第５－１４号及び第５－１５号にて許可書を交付してございます。
もう１件は栃木県農業会議の常設審議会による意見聴取を経ての許可となりましたので、令和８年８月２８日付け指令番号：日農委指令第５－１６号にて許可書を交付してございます。以上です。

議　　長　報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（　「なし」の声あり　）
それでは、次に移ります。

議　　長　日程第４、報告第２３号「農地法第１８条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（　鶴見主査挙手　）
はい、鶴見主査。

鶴見主査　報告第２３号「農地法第１８条（通知）について」ご説明いたします。
総会資料は２ページになります。
本案件は、農地法第１８条第６項の規定による通知があったことの報告となります。渡人・受人の住所・氏名および土地の表示、解約事由等は資料のとおりです。
議案書の件数は２件で、市農業公社扱いの貸借の解約となります。
以上、ご報告いたします。

議　　長　報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（　「なし」の声あり　）
それでは、次に移ります。

議　　長　日程第５、議案第５３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。
今月の現地調査は、担い手育成部会が担当しております。
はじめに、吉原部会長から全体説明をお願いいたします。
（　吉原委員挙手　）
はい、吉原部会長。

吉原委員　９月、今月の担当は担い手育成部会が現地調査を担当させていただきました。
実施につきましては、１５日火曜日に２班体制で実施いたしました。班編成につきましては、１班川村光代副部会長、佐々木俊久委員、大島昭吾委員。２班につきましては、福田正明委員、伏木俊夫委員、私の編成です。
各案件の担当でございますけれども、今月は３条が３件、５条が１件、非農地証明願が１件です。３ページの第３条の担当は、１番が大島昭吾委員、２番及び３番が伏

	木俊夫委員。５ページの５条１番が佐々木委員、非農地証明願１番福田正明委員が担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 それでは、番号１番について担当委員から報告を求めます。 （　大島昭委員挙手　） はい、大島委員。
大島昭委員	私は、総会資料３ページから４ページ、議案第５３号の１番を担当しました。 本申請は、日光市町谷地内において、売買を目的とした３条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 （案内図による説明） 申請地は２２筆と多いですけれども、畑の枚数としては５枚です。 譲受人のお宅がこれです。農地は５箇所に分かれておりまして、譲受人の北側に５筆の田があります。２番目に、このお宅から南の方に畑が１つあります。次に、南東側に４筆の１枚の田があります。道を挟んで１筆畑があります。最後５箇所目で、これがまとまった１枚の田ですが、ここに畑がくっついていますけれど、１枚の土地になります。そういうことで、１・２・３・４・５箇所と農地を今回、売買で取得しようということです。 （公図による説明） 最初に言った、４筆の申請人の北側にあった地。形は圃場整備していないのでよくないですけれども、これが水田であります。これが畑です。申請人の南側にある畑。後で写真が出てきます。これが３番目に言った１枚の田。１筆の畑。最後に、ここに１１筆あるのですが、田として耕作してあります。 （写真による説明） 申請人の北側にある田です。５筆あります。赤線で囲まれた田です。これが申請人の南側にある畑で、柿の木が植えてありました。草もきれいに刈ってあります。３番目、これが畑ですね。登記簿地目は田ですが、現況は田ではありません。草刈はしてありました。これは道を挟んだ反対側のこれも畑です。草刈りがしてありました。 登記簿地目は田、畑、山林、原野ですが、現況は田と畑、一部は果樹もありますけれど。これが１１筆ある田です。これは一部、登記簿地目は畑もありますが、全部田になっています。形がちょっと悪いと感じがして、圃場整備やっていないと思って見てきました。 ５箇所の農地は、譲受人が長年借りて耕作している土地です。譲渡人は山形に住んでいて、こっちにあまり帰ってこないというお話でした。 譲受人は経営農地を適切に管理し、長男もいるのですが、３人で水稲、野菜等を作付けしています。購入後も水稲、野菜等の作付けを予定しております。 利用権はありません。 農地法３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 説明は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （　川村光委員挙手　） はい、川村副部会長。
川村光委員	譲受人は、後継者とともに家族３人で農業に従事しております。許可することに問題はないと、部会の統一見解ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（　「なし」の声あり　）

議　　長　それでは、質疑を終結し、採決いたします。

番号１番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（　全員挙手　）

議　　長　全員挙手であります。

よって、番号１番は、原案のとおり許可することに決しました。

議　　長　続きまして、番号２番について、担当委員の報告を求めます。

（　伏木委員挙手　）

はい、伏木委員。

伏　木　委　員　私は総会資料４ページ、議案第５３号の２番を担当しました。

本申請は、日光市鬼怒川温泉大原地内において、売買を目的とした３条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

（案内図による説明）

申請地は、東武ワールドスクウェア駅から南へ約２５０メートルに位置しています。

（公図による説明）

申請地の登記簿地目は田、台帳の現況も田になっておりますが畑の現況です。

（写真による説明）

写真には樹木が写っていますが、これらの樹木は周辺の状況から、今後伐採・伐根して作付けできるようにしていると見受けられます。

譲受人は営農計画書が提出されており、取得した農地で野菜、果樹等を作付けする予定です。

利用権はありません。

なお、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（　吉原委員挙手　）

はい、吉原部会長。

吉　原　委　員　この案件は売買による３条申請で、今説明がありましたとおり、写真をご覧のとおり、元々木が生えていて、畑として使っていたけれど、使える面積が少なかったという現状を見てきました。これから立木などを伐採して、伐根して、耕作できる面積を最大限に広げて、利用していきたいという考えだということを想定しましたので、部会としては許可相当であろうという統一見解でございますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

議　　長　報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（　川村耕委員挙手　）

はい、川村委員。

川　村　耕　委　員　受人の方は、経営面積とかないのですけれど、もしやる場合、農機具等とかそういうのはどうなのですか。

議　　長　（　鶴見主査挙手　）

はい、鶴見主査。

鶴　見　主　査　今回の申請人の方は、新規就農の方で、営農計画書が提出されています。

持っている機械としましては、トラクターと耕運機を親が１台ずつ所有しているそうで借りながらやるということです。この農地については、梅と野菜などを作付けした

	いという計画です。
川村耕委員	ありがとうございます。
議長	よろしいですか。 他に何かご質問ございますか。 よろしいですか。 （ 「なし」の声あり ）
議長	それでは、質疑を終結し、採決いたします。 番号２番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 全員挙手 ）
議長	はい、全員挙手であります。 よって、番号２番は原案のとおり許可することに決しました。
議長	続きまして、番号３番について担当委員の報告を求めます。 （ 伏木委員挙手 ） はい、引き続き伏木委員お願いします。
伏木委員	私は総会資料４ページ、議案第５３号の３番を担当しました。 本申請は、日光市柄倉地内において、売買を目的とした３条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 （案内図による説明） 申請地は２筆で、東武新高徳駅から北西へ約１．４キロメートルに位置しています。 （公図による説明） 申請地の登記簿地目は畑、現況も畑となっております。 （写真による説明） 〇〇〇番は梅、次に〇〇〇番は栗が栽培されています。下草の草刈はされております。 譲受人は経営農地を適切に管理しており、野菜等の作付けをしております。 取得する農地では、野菜、果樹等の作付けを行う予定です。 利用権はありません。 なお、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （ 吉原委員挙手 ） はい、吉原部会長。
吉原委員	こちらの案件も、売買による３条申請でございます。この土地の隣接の方が、この農地を取得する譲受人になっておりますけれども、現在も元々使いづらかった、この写真の右側が栗を植えていない部分で、隣に見えている建物は今回取得する方の作業場になっております。草刈りがされた部分から出た石などもすでに撤去して、法面の方にあげてありました。草刈をして樹木・果樹を植えていない部分を、これから耕作して畑に使っていく予定になっているということです。見たとおり、何の問題もないことから、部会の見解としては許可相当であろうということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ）
議長	それでは、質疑を終結し、採決いたします。 番号３番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま

	す。 （　全員挙手　）
議　　長	全員挙手であります。 よって、番号３番は、原案のとおり許可することに決します。 それでは、次に移ります。
議　　長	日程第６、議案第５４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、番号１番について担当委員の報告を求めます。 （　佐々木委員挙手　） はい、佐々木委員。
佐々木委員	私は総会資料５ページ、議案第５４号の１番を担当しました。 本申請は、日光市根室地内において、売買により一般住宅を目的とした５条申請です。 譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。 （申請目的） 申請は、一般住宅を目的とした５条申請です。 （案内図） 申請地は大沢地内、大沢地区センターから東に約１，０００メートルに位置しております。 （公図説明） 登記簿地目は畑、現況は畑でありますが、後で写真が出ますけれども、管理が行き届いておりませんで、雑草がかなり繁茂している状況でした。 周囲の状況は、東側は畑、西側も畑、南側も畑、北側が道路となっております。 （土地利用図） 現地には行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用するための計画でありまして、リボン付きの杭が印としてありました。ご覧の土地利用図のとおりの住宅ができる計画です。 （写真による説明） これが現地の状況でありまして、畑ですかという感じがするのですけれど、一応、畑ということになっております。草の関係は速やかに草刈等をするようにという話をしました。周りも畑になっていますが、畑の所有者は譲渡人です。建物は、この奥の方に建てまして、手前の道路側は車の駐車スペースということで考えているようです。 給排水等については、公共の上水道と、下水関係については合併浄化槽で処理をしていくということです。雨水等については敷地内浸透処理ということになっています。 今回申請した理由ですが、現在、譲受人については、木和田島の貸家に妻と子供３人で、５人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったために住宅建築を予定しております。住宅と駐車スペースを想定して、今回このような形で申請するわけであります。建物については建築面積が１１４．８９平方メートルの木造の平屋建て住宅を建築する予定になっております。 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 （　川村光委員挙手　） はい、川村副部会長。
川村光委員	一般住宅敷地への転用案件です。写真でもわかりますように、説明でもありました

	が、長年耕作されていない状態でした。 　また、周りの土地も同じ所有者ということで、周りに及ぼす影響もないと思われますので許可することに問題はないと、部会の統一見解でございました。 　なお、この場所には、以前、同じ所有者より土地を譲り受けまして、農地転用した一般住宅が２棟建っております。以上です。
議　　長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 　ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 （　神山委員挙手　） 　はい、神山委員。
神　山　委　員	この写真を見ると、かなり後ろの面ですね。切土をしないとたぶん平らにならないいと思いますが、この上の所有者は〇さんということですけれども、この上は何になっているのですか。
佐々木委員	ここの部分ですね。ちょっと崖みたいになっていますけれど、こちらは県道で根室のスポーツセンターへ行く道路になっています。その下側になります。この周りは畑で所有者は同じですが、崖のような状態で、現状は草や立木が生えている状態ですが、ここから２メートルくらいが畑になっています。ですから、ここは別にいじらなくて、このままの状態で、ある程度整地をする予定ですが、残土とかそういったものは整地の中で処理をしていくということです。切土とか、土を盛るとか、そういうことはないようです。
議　　長	よろしいですか。今の説明で。
神　山　委　員	平らにするには、残土を出さないと難しいのではないですか。
佐々木委員	ここはちょっと上がっていますが、けっこう平らではないです。草がこういう状態で、ちょっと分かりづらいと思いますが、ある程度住宅を建てるスペースを整地した場合に、土はこの中で処理はできて、土を外へ出すということはしないということです。
吉　原　委　員	盛土切土の話は部会内でも出たのですけれど、それは現状の写真のマジックがあるので、実際はそんなに多く土を出さなくても整地ができるという話でした。
議　　長	（　加藤主査挙手　） 　はい、加藤主査。
加　藤　主　査	先ほどの吉原委員の意見に付け足しになります。見づらいですが、現地は隣の家のように少し段差がある状態で、駐車場から一段上がって家になるよう、この段差や地形をうまく利用した形での建設を予定しているということでした。以上です。
議　　長	他に何かご質問ございますか。よろしいですか。 （　「なし」の声あり　）
議　　長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 　番号１番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （　全員挙手　）
議　　長	全員挙手であります。 　よって、番号１番は、原案のとおり許可することに決しました。 　それでは、次に移ります。
議　　長	日程第７、議案第５５号「非農地証明について」を議題とし、番号１番について担当委員の報告を求めます。 （　福田正委員挙手　） 　はい、福田委員。
福　田　正　委　員	総会資料は６ページをご覧ください。私は総会資料６ページ議案第５５号の１番を担当しました。

本申請は、日光市小代地内において、宅地として利用しております。
願出人及び願出地等は資料のとおりです。
（案内図による説明）
願出地は、小代地内、東武下小代駅から南へ約３５０メートルのところです。
これが東武日光線で、ガードをくぐりまして入り口はここをのぼり上りまして、ちょっと高台になっています。この道は、文挟と板荷へ行く道の左側になります。
（公図による説明）
登記簿地目は畑、現況は宅地です。
現地には行政書士１名が立ち会い、願出地は昭和５５年ごろから宅地として利用しており、２０年以上経過しております。昭和５５年建築の建物登記簿が添付されております。
（写真による説明）
先程上がってきた道の角道はこちらですが、ぐるりと回る感じで、入り口はこちらになります。自宅は真後ろですね。現況は、草ぼうぼうに生えていますが、軒下くらいが後ろの境で、まるっきり家の方にかかっている申請地です。こちらは高台の山林です。現状は空き家になっておりまして、何らかの理由で処分したいということです。
以上のことから、証明することに問題がないと思われますので、ご審議をお願いいたします。以上です。

議　　長　報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
（　吉原委員挙手　）
はい、吉原部会長。

吉原委員　ただ今説明があったとおり、この案件は長年宅地として利用している「非農地証明願」になりますが、現地に行きまして、今の説明のとおり何らかの理由で、ここに建物を建てた時、今回２８平方メートルだけが農転されなかった。ということですが、今説明があったように、何らかの理由でここを処分したいということから、調べたらここに農地がまだ残っていたということで、今回証明願いを出したいということでした。
現地に行ってみましても、まるきり屋根の雨落ちぐらいが、一番端の線で、ほとんどが宅地として現に利用しているということですので、部会としましては非農地として証明することに問題はないだろうということですので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
（　「なし」の声あり　）

議　　長　それでは、質疑を終結し、採決いたします。
番号１番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（　全員挙手　）

議　　長　全員挙手であります。
よって、番号１番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議　　長　以上で、本日の総会に付議された案件の審議がすべて終了いたしました。
これをもちまして、令和８年９月　日光市農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会）　午後　２時５３分